令和8年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

(文化活動、社会教育活動への助成)

公益財団法人スポーツ安全協会

■助成の目的

我が国におけるスポーツ活動等(スポーツ活動、文化活動)の普及奨励を図ることを目的と する。

■助成対象者

営利を目的としない文化関係団体、社会教育団体、障害者支援団体等

・団体には、公益法人、地方公共団体も含む。

■助成対象事業及び助成金額

1. 助成対象事業

不特定多数の者(障害者を含む)の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の 事業とする。

(1) 実施規模

全国、ブロック又は県内単位で実施する文化活動、社会教育活動の振興に資する事業であり、原則として、直接活動する人数が原則50人以上であること。

(2) 事業内容

助成対象団体が自ら主催する大会、交流会、研修会、セミナー、コンクール、発表会等ただし、次の活動は助成の対象外とする。

- ・ 特定の企業名等が活動名についているもの
- 営利を目的とするもの
- ・宗教的、政治的な宣伝意図のあるもの
- ・個人又は一団体、一流派、一会派等のみで行うもの
- ・練習、合宿等日常活動として行われるもの
- ・個人的資格取得講習会として行われるもの
- (3) 申請時の留意点
 - ・他の補助金や助成金等との併用は可能であるが、活動内容や経費の棲み分けがされて いること。
 - ・原則として、同一事業は連続3回までとする。(令和6年度から適用)
- 2. 助成金額(助成総額(予定):1,500万円)
- (1) 助成金額は次のとおり。助成期間はいずれも単年度。
 - ① 全国事業……1事業上限100万円(助成率1/2以内)
 - ② ブロック、県内単位事業……1事業上限50万円(助成率1/2以内)

(2) 対象経費等

【対象経費】

・事業に直接要する経費(諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件 費(臨時雇用者に限る)など)とし、助成期間内に使用した経費。

【対象外経費】

- ・懇親会、パーティ等に要する飲食等の経費
- 保険料
- 備品費 (3万円以上)
- ・団体運営のための経常的経費(設備費、給与等)

■助成対象(事業実施)期間:

令和8年4月1日から令和9年3月10日までの間に実施される活動

■応募方法等

- 1. 応募方法 Graain (グラーイン、電子申請システム)
 - ○応募に当たっては、Graain から申請すること(郵送、メール不可)。 手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書 等を作成し、提出してください。
 - ○申請書には、下記の書類を作成又は添付する必要があるので準備して提出すること。

(必須項目)

- ①事業計画書 (Graain から入力)
- ②事業予算書(協会様式、Excel 形式)
- ③過去2年度の事業実績及び決算書(様式自由、PDF形式、又はHPのURL) ※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除く。

(条件に合致する場合)

- ①定款、規約又はそれに類する規定等(様式自由、PDF 形式、又は HP の URL)
 - ・条件:過去2年度間に当協会の助成を受けていない場合 ※申請団体が地方公共団体、大学の場合は除く。
- ②関係資料:事業の概要が分かる資料 (様式自由、PDF 形式)
 - ・条件:前年度に同種の事業を行っている場合、申請内容の補足を希望する場合
- 2. 応募期間

令和7年11月4日~令和7年12月25日16時(時間厳守)

3. 応募(申請)は、1団体につき1事業とする。

電子申請システム「Graain」の利用方法

①「Graain」に新規アカウントを作成する。アカウントは Google 以外で作成すること。https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login

※既に、Graainのアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要。既存のアカウントでログインすること。

- ②ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、「文化活動・ 社会教育活動普及事業」を選択する。
- ③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出する。

<注意>

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則として Graain にて通知するので、必ず同システム内の通知を確認すること。

なお、Graain にアカウント登録する E-mail は、団体アドレス等複数人で確認できるものを 奨励する。

<参考>

詳しくは、以下のマニュアルを参照ください。

- ・Graain 新規アカウント登録マニュアル
- · Graain 利用操作マニュアル

■選定方法:

本会審査委員会で審査の上、決定する。

なお、助成金交付申請額は査定(減額)されることがある。

■採択基準

- ・文化活動又は社会教育活動の振興に寄与することが期待できる事業であること。
- ・事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした 事業であること。
- ・事業を実施するための体制、事業計画・予算が適切であり、事業の実施が確実であること。
- ・助成事業終了後も事業が継続されることが期待できること。
- ・安全に実施するための配慮事項が明確であること。

■採択必須条件:助成金交付の周知及び広告等

- 1. 事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じて文化活動や社会教育活動に親しむ契機となるよう努めること。
- 2.参加者が安全・安心に参加できる状況で実施すること。その際、傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。
- 3. 助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。
 - ・開催要項、看板、プログラム等には、**『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』の記載**(※)をすること。
 - ・大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告(※)を掲出すること。

- ・大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー(※)を貼付すること。
- ・開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「**広告チラシ」**(※)**を配布**すること。
- ・SNS等を活用した活動の広報を行うこと。

上記、※印については、採択時に連絡する。

■応募~助成期間終了まで

・応募受付期間 : 令和7年11月4日~令和7年12月25日16時

・助成の決定・通知:令和8年3月上旬(予定)

申請書の返却及び審査の経緯や結果の問合せは、受け付けない。

・助成事業の開始 : 令和8年4月1日

・助成金の交付 : 令和8年6月上旬(予定)

■助成期間終了後

1. 実績報告書等の提出 Graain (グラーイン、電子申請システム)

・事業報告書は、Graainから提出すること(郵送、メール不可)。 手続き方法等については、採択後に別途連絡します。

2. 報告書の提出期限

事業終了後30日以内若しくは令和9年4月9日のいずれか早い日(厳守)

■留意事項:

- 1. 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ①対象事業を中止又は廃止した場合
 - ②報告書の提出を怠った場合
 - ③提出書類に虚偽の記述を行った場合
 - ④決算で助成率が1/2を超えた場合
 - ⑤決算で剰余金が生じた場合
 - ⑥上記「採択必須条件」の取り扱いを怠った場合
- 2. 助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業は連続3回までとする。 (令和6年度から適用)
- 3. 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果 発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

■個人情報の取扱い等:

- 1. 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取り扱う。
- 2. 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。

■お問合せ先:

公益財団法人スポーツ安全協会 助成担当(根本、髙橋)

メール: josei@spoan.or.jp

電 話:080-8025-3002 (平日10時~16時)